

荻窪法人会会報

2004 OGIKUBOHOJINKAI KAIHO

<http://www.ogikubohojinkai.jp/>

法人会
消費税期限内納付
推進運動



荻窪に住んでいた偉人たち

139

OGIKUBO

よき経営者をめざすものの団体
東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても、みんなの自覚をもって一つひとつできることから

CONTENTS

目次

- 3 **新しい相続税・贈与税のあらまし「相続時精算課税制度」**
署長講演
中村勝彦 荻窪税務署長
- 6 **鋭敏な感覚、的確な判断、迅速な行動**
署長インタビュー
中村勝彦 荻窪税務署長
- 10 **秋のブロック研修会**
ブロック研修会
佐々木辰男 法人課税担当副署長
梅津 修 法人課税第1統括官
山口 悟 法人課税第1部門 審理上席調査官
加藤孝一 広報副委員長
永光 真二 荻窪警察署長
- 12 **東京ナンバーワンも夢ではない**
会員増強
- 12 **組織率が東法連の中で3位**
組織委員会座談会
- 22 **経理を学んだことが企業経営に大きく役立った**
ブロック長インタビュー
五十嵐良夫 第1ブロック長
- 22 **支部長訪問**
蝦名常盛 第26支部長
田辺一郎 第27支部長
- 24 **連載企画 インターネットの利用法**
上田仁士 広報副委員長
- 26 「税を知る週間」から「税を考える週間」へ
- 28 **税務コーナー**
- 29 **委員会・部会報告**
税制委員会
厚生事業委員会
ブロックだより
- 31 杉並都税事務所からのお知らせ
厚田記念ライブラリー



【野口園生】のぐち そのお

1907年(明治40年)1月、東京府下谷区谷中清水町に生まれる。

1924年(大正13年)東京市立女子第一技芸高等女学校(現・東京都立忍岡高校)を卒業。

1937年(昭和12年)堀柳女人形塾に入門し、翌13年申戌会芸術人形展に「みぞれ降る日」を出品。同14年童宝美術院人形展に「家路」を出品して奨励賞、同15年同展に「遊山」を出品して優秀賞を受ける。

1950年(昭和25年)人形塾を開き、現代人形美術展に「雨後」を出品して朝日新聞社賞受賞。

1955年(昭和30年)査閲会を主宰し、銀座松屋で展覧会を開催。同34年、日本工芸会会員となる。

1986年(昭和61年)国指定重要無形文化財保持者(衣裳人形)に認定され、『野口園生人形作品集』が刊行された。日常生活に根ざした季節感、自然の情趣を大胆にデフォルメした人体によって表現し、独自のフォルムと詩情を持つ作風を示した。

平成5年まで人間国宝新作展に小品の出品を続け、1996年(平成8年)心不全のため死去。享年89。昭和61年から平成7年の間、杉並区天沼2丁目に住住。

中村勝彦荻窪税務署長講演

新しい相続税・贈与税のあらまし

「相続時精算課税制度」

9月27日にタウンセブン8Fにおいて秋の特別研修会が行われました。演題は「新しい相続税・贈与税」ということで事前の申し込みから大変関心が高く、参加された会員の方々は身近な内容に熱心に聞き入りました。本講演では、従来の相続税・贈与税について課税体系の沿革と基本的な仕組みから、平成15年度に導入された「相続時精算課税制度」について、どこが変わり、どのようなメリットがあるのか、わかりやすく解説していただきました。なお、誌面の都合により、「相続・贈与制度の概要」につきましては一部抜粋してご紹介します。



相続・贈与税制度の概要

本日のテーマは、平成15年度から導入された新しい相続税・贈与税のあらまし「相続時精算課税制度」についてです。皆さまが、財産を今すぐ贈与しようか、あるいは将来の相続まで自分の手元に置いておこうかと判断されるときに参考にしていただけばと思います。

はじめに、平成13年分の統計資料で、相続・贈与税制度の概要からお話しいたします。

被相続人数は約97万人、このうち相続税の申告対象となった被相続人は約4万6千人です。被相続人が亡くなられた日を相続の開始の日といい、相続税はこの日の翌日から10か月以内に申告をし、納税することになります。相続税の課税価格は11兆7035億円で、前年より6374億円減少。課税価格とは相続などにより取得した土地、株式、預貯金などのプラスの財産から借入金や各種税金の未払い額などのマイナス財産や葬式費用を差し引いた額に、相続開始前3年以内の贈与財産を加えた、いわば純財産額といふべき金額です。相続税の税額は1兆4771億円で、前年より442億円減少しています。

先ほどの4万6千人の課税対象となった純財産額1兆7千億円の納付すべき相続税額が1兆4千7百億円であったということになります。そうしますと平成13年の1年間で97万人の方が亡くなり、そのうち相続税のかかった人は4万6千人であったということになります。つまり、100人のうち5人が相続税がかかり、残りの95人の人は相続税がかからないということになります。

世界各国で実施されている相続税の課税方式には大きく分けて遺産課税方式と遺産取得者課税方式の2つがあります。日本は両方の併用方式を採用しており、制度としては若干複雑です。もし、生前に何の税負担もなく自由に財産を処分できるのなら、誰も相続税を支払わなくなりますから、生前の財産の分散に対しては非常に高率の贈与税を課しており、贈与税は相続税の補完税といわれています。

相続・贈与税の仕組みと計算

次に、相続税の基本的な仕組みと計算です。まず価格の計算を行います。次にその課税価格を基に相続税の総額の計算を行います。その相続税の総額を実際に取得した財産額に応じて各



人ごとの納付すべき税額の計算を行います。課税価格の計算ですが、各相続人の本来の相続財産にみなし相続財産、非課税財産、債務・葬式費用、3年以内の贈与加算などを加算減算して算出します。本来の相続財産とは金銭に見積もることができ、経済的価値のあるものすべて、みなし相続財産とは死亡に伴い支払われた生命保険金、退職金などがあります。また、死亡保険金、退職金については法定相続人1人あたり500万円の非課税枠があります。相続開始日の前3年以内に被相続人から贈与を受けた場合は「3年以内の贈与加算」があります。

続いて課税価格の合計から遺産にかかる基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を出し、それに法定相続分を適用して相続税の総額を出します。そうすると実際の遺産の分割がどのようになされようと相続税の総額は変わりません。遺産にかかる基礎控除額は、5千万円+1千万円×法定相続人数、法定相続分は配偶者は2分の1、残り2分の1を子で均等に按分します。相続税の総額に各人の課税価格に応じた割合をかけて各人の納付税額を算出します。つまり、相続税の総額×(自分の取得した課税価格÷全体の課税価格)

という計算がなされ、相続税の総額が自分の取得した財産に見合う税額に割り振られるわけです。それが各人の納付すべき税額になります。相続により財産を取得した人が被相続人の一親等の血族および配偶者以外の人である場合、正規の税額にさらに2割が加算されます。また、「3年以内の贈与加算」に対応する贈与税額を差し引く、「贈与税控除」のほか、「配偶者の税額軽減」「障害者控除」「相次相続控除」「外国税額控除」などに該当する場合は一定の金額を差し引いて、各人の納付すべき税額が計算できます。

次に贈与税の基本的な仕組みと計算です。これは暦年課税で、その年中に贈与により取得した財産の合計額を受贈財産額といえます。そこから非課税財産と基礎控除額を差し引き、それに税率をかけて納付税額を算出します。なお非課税財産には、法人からの贈与、特別障害者に対するその扶養のための信託受益証券の贈与、扶養義務者の生活費や教育費などがあります。税率は最低200万円以下10%、最高1千万超50%。非常に低い金額から高い金額への累進税率となっていて、基礎控除110万円もかなり低い金額です。

相続時精算課税制度のポイント

それではここから相続時精算課税制度についてお話しさせていただきます。創設の趣旨ですが、相続時精算課税制度の創設にあたっては、平成14年6月の税制調査会の基本方針をふまえて平成14年11月に「平成15年度における税制改革についての答申」により改正が行われました。基本的な考え方は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築です。その背景には高齢化の進展に伴い、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきていることや、高齢者の保有する資産の有効活用を通じて社会経済の活性化に資するという社会的要請もあることから、生前贈与を円滑に行うため相続税・贈与税の一体化措置として導入されました。この一体化措置は従来の相続税と贈与税の関係を大きく見直すものであり、両税の抜本的改革として位置づけられています。将来において相続関係に入る特定の親子間の資産移転については、生前贈与と相続との間でその時期の選択に対する課税の中立性を確保することにより、生前贈与に対する資産移転の円滑化に資することを

目的としています。

適用対象者は、贈与者は満65歳以上の親、受贈者は満20歳以上の子である推定相続人で代襲相続人を含みます。代襲相続人とは、被相続人の子どもがすでに亡くなっているときに満20歳以上の孫が該当します。この2つの要件を満たせば人数の制限はありません。適用手続きですが、贈与を受けた年の翌年3月15日まで税務署へ本制度を選択する旨の届け出を贈与税の申告書とともに提出しなければなりません。





最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続されます。その場合、受贈者である兄弟姉妹が別々に、また贈与者である父、母ごとに選択することが可能です。ただし一度提出された届出書は撤回することはできません。つまり一度、相続時精算課税制度の適用を受けた場合には、暦年課税に変更はできないので、ご注意くださいと思います。

相続時精算課税の税額の計算

贈与時の税額の計算等は、制度の対象となる親からの贈与財産について他の贈与財産と区別し、贈与時に贈与税を納税します。この場合、申告を前提に2千500万円の非課税枠を超える部分については税率20%で課税します。非課税枠とは特別控除と置き換えていただければいいと思います。1人2千500万円ですから、親2人からもちょうど5千万円が特別控除の額になります。贈与税の課税価格が限度額に満たない場合はその金額となり、特別控除の残額は繰り越されます。例えば、父から3千万円、母から1千万円の贈与があった場合、父の分は500万円が贈与税の対象になり、母の分は非課税で1千500万円が繰り越しになり翌年以降も贈与を受

けられます。

相続時の税額の計算ですが、相続時精算課税を選択した子は、制度の対象となる親からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産を合算して計算した相続税額から、すでに支払った贈与税相当額を控除し、このとき相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付することになります。相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の価格であり、相続時点の評価替えは行いません。

「住宅取得等資金の贈与の特例」

次に、住宅取得等資金の贈与の特例です。住宅の新築もしくは取得または増改築等のための金銭の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには次の特例の適用が可能です。ただし、平成17年12月31日までの場合に適用されます。まず、相続時精算課税選択の特例で、これは住宅を取得した場合、贈与者の年齢が65歳未満でも相続時精算課税を選択することが可能です。相続時精算課税自体の特別控除は2千500万円ですが、この住宅取得等資金贈与の特例を併せて使いますと、さらに1千万円上乘せされ、合計3千500万円になります。例えば住宅取得資金2千500万円と株式1千万円の贈与を受け

た場合の特別控除額の計算はどようになるでしょうか。まず住宅取得資金の特別控除の1千万円を差し引きます。その残額1千500万円と株式1千万円を合わせた2千500万円は相続時精算課税の特別控除2千500万円の対象となりますので、実際には贈与税はかからないこととなります。もう一つ、暦年課税における贈与税の配偶者控除の特例があります。婚姻期間が20年以上である配偶者から居住用不動産等の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときには、基礎控除110万円のほかに最高2千万円の控除が可能になります。

最後に、相続時精算課税制度のポイントをまとめますと、まず2千500万円の大型特別控除、そして一定の住宅取得のための資金は3千500万円まで控除が可能、特別控除は各親ごと、各子ごとに利用が可能、値上がり確実な財産や大幅収益が見込める資産を早い段階でまとめて贈与ができる、生前に家督相続、事業承継が完了できるなどがメリットとして挙げられます。

贈与のタイミングが最大のポイントになるわけですが、事業承継のためにもこの制度を効果的に活用していただき、ご事業のさらなるご発展に役立てていただきたいと思います。



プロフィール 中村勝彦(なかむら・かつひこ)

平成7年7月東京国税局総務部税務相談室税務相談官、平成8年7月東京国税局総務部税務相談室主任税務相談官、平成9年7月東京国税局総務部税務相談室芝分室長、平成10年7月神田税務署副署長、平成12年7月東京国税局徴収部特別整理第4部門統括国税徴収官、平成13年7月麻布税務署特別国税調査官、平成14年7月税務大学校教育第一部主任教授、平成16年7月荻窪税務署長。



中村勝彦 荻窪税務署長 聞き手 / 中山一昭

たくさんの方の力が結集すれば どんな悩みも解決する

満州からの引揚げ船のなかでお生まれになり、山梨と北海道の2つの故郷に育ったという中村勝彦署長。自ら税務の道を選択し、税務職員としてのキャリアを着実に築き上げられた今日までを語ってくださいました。

書道をたしなむ職員の方がしたためた署長のモットーである「鋭敏な感覚、的確な判断、迅速な行動」の書を片手にインタビューに応じていただきました。その書には中村署長の行動力とお人柄が映し出されているかのようでした。

第1の故郷は山梨 第2の故郷は北海道

中村署長のお生まれは、満州から佐世保へ引き揚げる船の中。

「だから出生地は佐世保。親の故郷が山梨で、育ったのは山梨県です。でも満州で暮らした両親は山梨を狭いと感じたのでしょうね、私が小学校入学のとき、まだ幼かった弟たちを連れて北海道の開拓に行きました」

両親や兄弟と別れて祖母と二人、小学生時代を山梨で過ごします。しかし北海道では台風などで不作が続く、厳しい暮らしに耐えかねて山梨に帰る人も多かったとのこと。

「父は団長として行ったので帰るわけにもいかず最後まで残って、結局、町のほうに居を移しました。そこで商売を始め、安定したころ私も親のそばへ行っただんです」

家族が暮らす北海道・余市に移ったときは中学2年生になっていました。冬になると雪が屋根まで積もり、屋根の上からスキーで学校へ通った思い出があるそうです。

高校卒業まで5年間を北海道で過ごしたあと、「自分の道は自

分で選びなさい」との両親の言葉を受けて公務員の道へ進まれました。

「東京の企業の就職試験もありましたが、将来を考えて公務員を選択しました。高校時代、夏休みに役所の税務課でアルバイトをしたことが縁で税務に興味を持つたんです」

昭和40年、夜行列車で上野駅に着くと、新宿区若松町にあった税務大学校東京研修所へ。北海道から出てきたばかりの青年にはびっくりすることばかり。当時はやった歌声喫茶にも行けなかったか。

「毎日が勉強で、無事卒業できるのかと悩みもりましたが、同じような仲間が日本全国から集まっていたから、友だちができるのも楽しかったですね。時には青春映画なんかも見にきました」

「昨年、その同期生たちと37年ぶりに同窓会を開き、まだ健康在という担任の先生も交えて、旧交を温めたそうです」

人の心と結び合う仕事を

税務大学校東京研修所卒業後、最初に赴任されたのは板橋税務署の管理部門でした。2年後、



別の部署への転課の話が出たとき、中村署長は資産税係を希望しました。ほとんどの人が法人税係を希望するなか、なぜ資産税を希望するのかたずねる上司に、まず個人とかかわりをもつ自然体の仕事を経験してから企業体へ進みたいと答えたそうです。

「幼いころに親と離れて暮らして、親の愛情を実感できなかったという思いがあり、まず人の心と結び合う仕事がしたいと思っただけです」

その後葛飾税務署に移り、資産税を担当。しかし、それまでの管理事務とは違い、人と会う仕事は最初は緊張の連続だったそうです。悲しみにくれる遺族のもとへ相続税の調査へ出向く難しさなど、様々な経験をするなかで人の気持ちを知ることができるようになったといいます。

「税務調査で人と会い、これが本当の税務職員だと実感しました」と中村署長。葛飾署で3年を過ごし、練馬署に2年、千葉署に3年、日本橋署に3年、成田署に3年、国税局では8年間大口の相続税調査等をされました。

「私が浅草署で、課長補佐をしていたときの女性職員が、女性査察官の活躍を描いた映画『マルサの女』のモデルとなりました」

た。私も少しはこの映画に協力したのかな(笑)。最初のころは調査が多かったんですが、その後、納税相談や滞納処分など様々な仕事をバランスよくさせていただいて今の自分があるのかなと思います」

鋭敏な感覚、的確な判断、迅速な行動

同じ税務職員だった奥様と結婚されたのは昭和46年。2人の娘さんも家庭を持って独立されています。時折、お孫さんを連れて遊びにやってくるのが楽しみやら、大変やら。「なるべく来ないように言っているんです(笑)」

荻窪の街、法人会の印象をおうかがいすると、「自然豊かな人間味あふれる街ですね。そして、荻窪法人会は伝統があり、非常に活発に活動しております」と中村署長。

「今年の重要課題は改正消費税とe-Taxの一層の普及推進です。新しく課税対象となった方々が18年度に正しい申告ができるよう、広報なども含めてお手伝いしなければなりません。しかし、税務署だけでは限界がありますから法人会をはじめとする協力団体の皆さまにもぜひ協力

していただいで、しっかりとした申告体制を作りたいと思います。税務署でも改正消費税のプロジェクトチームを立ち上げました。署内一致団結しないと力は発揮できませんから。本人が健康で、税務署が明るく風通しのいい職場であれば、必ずうまくいきます。よくないのは自分一人で悩むこと。どんなことでも報告し相談することで、たくさんの方の意見を聞くことができ、解決していきます。力の結集は偉大なんです」

最後に中村署長のモットーをお聞きました。

『**鋭敏な感覚、的確な判断、迅速な行動**』です。

これらがあれば、すべて物事はうまくいきます。そして、その前提は『**健康**』ですね」



秋のブロック研修会

9月開催の秋のブロック研修会が終了しました。第1部の研修会は荻窪税務署より佐々木辰男副署長、梅津修統括官、山口悟上席調査官をお迎えして税務研修が行われました。特に今年は改正消費税や電子申告など身近な課題が多く大変参考になる勉強会でした。第2部は各ブロックとも独自のテーマで研修、講演が進められました。今号では第3ブロックの永光荻窪警察署長のお話を紹介します。



ブロック研修会報告

開催日		場所・所在地	他の講演・研修	出席数
9/29(水)	17:30	区立井草地域区民センター 2階会議室 杉並区下井草 5-7-22	ビデオ上映 ●テーマ「プロが教える防犯と安全とは」 講師/杉並区役所危機管理室 杉並安全パトロール隊長 安部三朗氏	108
9/22(水)	17:30	区立杉並会館末広の間 杉並区上荻 3-9-5	ビデオ上映 ●テーマ「実践!社長の財務セミナー」 講師/東京メトロポリタン税理士法人 代表社員/税理士 北岡修一氏	40
9/14(火)	18:00	荻窪タウンセブン8階会議室 杉並区上荻 1-9-1	●テーマ「荻窪署管内の犯罪発生状況に就いて」 講師/荻窪警察署長 永光眞二氏	70
9/16(木)	18:00	JBCホール 杉並区西荻南2-7-13	●テーマ「民法よもやま」話し借地借家法 講師/東洋大学教授 弁護士 浅野裕司氏	60
9/2(木)	17:30	法人会2階会議室 クラブイン荻窪 杉並区天沼 3-7-3	●テーマ「みんなが聞きたい税の話」	38
				316

統一テーマ 改正消費税について

【改正消費税法】
佐々木辰男 法人課税担当副署長

【e-Tax(電子申告)】
梅津 修 法人課税第1統括官

【消費税の簡易課税制度】
山口 悟 法人課税第1部門審理上席調査官

消費税の新規課税事業者にと声を

改正消費税法での事業者免税点の引き下げにより、課税事業者は今までの倍になるといわれます。新たに課税事業者となった皆さんは、もう消費税の準備はお済みでしょうか。

改正消費税法は、事業者免税点を3000万円から1000万円に引き下げ、簡易課税の適用上限を課税売上げ2億円から5000万円に引き下げ、そして総額表示に、この3つが大きな改正点です。

以前、ある説明会で個人の事業者の方から「自分は所得が少ないので所得税を納めていないのに、なぜ消費税は納めなければならないのか」という素朴な質問をいただきましたが、これにお答えする意味で、消費税の基本的なお話をさせていただきます。

平成元年に導入された消費税は、皆様方の大変なご協力をいただいで定着してきたと思っております。それまでは所得税や法人税などが国の財政の中心を支えていたわけです。消費税はこれら直接税ではなく、最終消費者が負担をし、販売やサービスの過程でかわった事業者の皆さんが税務署に納めて



佐々木辰男 法人課税担当副署長

いただく、税務署から還付をうけるという間接税の制度になっていて、これが理解しづらい部分です。申告をする課税事業者の方が預かった消費税（仮受消費税）とたとえば商品を仕入れたときなどに仮に支払った消費税（仮払消費税）を計算して、仮受消費税が多ければ多い分を納付し、仮払消費税が多ければ多い部分を還付してもらいます。したがって納税か還付かどちらかが発生します。実際に申告をされて納税をされている皆さんはおわかりですが、実はまだそういう体験をされていない方がたくさんいらっしゃいます。なじみの薄い消費税が導入されたとき、課税売上高3000万円までの小規模事業者が記帳義務等複雑な事務を負担するのは難しいだろうということで事業者免税点という制度が導入されました。その後あるべき税制の構築を目指して平成15年度の税制見直しが行われ、消費税については国民の皆様の信頼性を高めるものに、そして消費税そのものの透明性を高めなければいけないという観点で、先ほどの3点の主な改正がされました。免税点が1000万円になったことで、全国で140万を超える新たな個人の課税事業者が生まれると予測されています。

皆様方、特に個人の事業者の皆様方は帳簿も記帳しなければいけないし、申告や届け出など大変になると思いますが、ぜひともご理解と協力をたまわりながら改正消費税法を定着させていただきたいということでございます。皆様方のお取引先には個人で納税をする小規模な事業を営んでいる方もいらっしゃいます。皆様の会社にとって大事なお取引先の方々が、この改正消費税に気がつかず、届け出を出すのを失念してしまったり、申告するのを忘れてしまったということがないように、私どもはひと声運動と言っておりますが、「消費税は大変だけれど、おたくは大丈夫？」というような感じで、お声をかけていただければ大変ありがたいと思います。今、消費税の滞納が多く全体の4〜5割くらいになっております。消費税は国民の皆様負担をさせていただいている税金であり、事業者の皆様にとっては預かり金格的の税金と言われています。そこで、もうひとつのお願いですが、全国の法人会組織でも取り組んでおられる「消費税の期限内納付推進運動」にご協力いただきたいという事です。取引先の皆様方に機会があれば「消費税とは預かり金格的の税金だから、きちんと納めるようにしようね」ということをお話しただければ非常にありがたいと思っております。

「電子申告(e-Tax)」をご利用ください

インターネットで、自宅にいながら税の申告や各種書類の送付、納税ができる電子申告(e-Tax)のサービスが今年から始まりました。利用のための手続きや費用などをご紹介します。



梅津 修 法人課税第1統括官

国税庁では、改正消費税とあわせて今年度はe-Taxに力を入れてまいります。このe-Taxは、納税者の皆さんの利便の向上を図るということで、インターネットを利用していろいろな手続きができます。パソコンを使って申告書はもちろんのこと、財務諸表や勘定科目内訳明細書等々が送れます。e-Taxを利用するためには、事前に開始届出書の提出、そして電子証明書の取得とインターネットバンクの利用契約、この3点が必要になります。

具体的には、手順を説明しますと、まず開始届出書と本人確認書類を税務署へ提出することから始まります。本人確認書類というのは、皆様方のように登記している法人の場合、登記簿謄本または抄本です。実際には救済管内の登記所は今、履歴事項全部証明書というのを出しますので、それを一緒に出していただくければ結構です。次に、皆さんが開始届出書を提出した翌月の末ごろまでに、e-Taxを利用する上で必要となる書類やソフトを税務署から送付することになります。送られる書類は利用者識別番号と暗証番号、e-Taxのソフトです。利用者識別番号は、皆様を特定するために税務署で16桁の数字を決めてご通知いたします。パスワードとなる暗証番号は仮番号です。送られた後、ご自分の好きな暗証番号に変えていただくこととなります。そして、ソフトで内容を確認していただきます。

このあと電子証明書を取得することになります。皆様もご存じですが、杉並区は住基ネットに入っておりません。皆さまのなかで他区または他市にお住まいの方は、区役所または市役所で住基ネットのカード、電子証明書を1000円で取得できます。しかしながら当区の場合、社長になつていらっしゃる方が、法務局で電子証明書を取得することができます。帝國データバンクなど証明書を申し出られるところはありますが、一番安いのは法務局になります。

ちなみに、どのくらいの金額がかかるかといいますと、法務局で電子証明書の有効期間1年間を取得しますと7900円、それを利用するソフトとしてICカードのリーダー

というものが必要になります。そのリーダーが30000円から数万円。これは6つのメーカーが作っていて、メーカーによって値段が違います。法務局の場合にも必要なソフトウェアを6メーカーで作っていて50000円から数万円です。

以上で申告書の提出などの手続はOKですが、次に電子納税のためのネットバンキングが必要になります。これは銀行と契約しなくてはならず、費用もかかります。

たとえば今、法人が契約できる銀行には、UFJ銀行と千葉銀行がありますが、一番安いもので契約料無料というのがあって、月々10500円の基本料金が必要になります。さまざまな費用がかかりますが、たとえばメーカーの消費税が4800万以上あって毎月納付する方、源泉税の毎月納付がある方などは、自宅にいながら納付ができますので利用されたほうがいいのではないのでしょうか。

納税に関しては、費用がかかるからもうちょっとと安くなってから入るといっても、申告書等を自宅にしながら税務署に送れるというメリットがあります。だからといって税務署に来るなというわけではありませんので(笑)。いつでも皆さんいらしてください。法人会の皆さまも、ぜひe-Taxを利用ください。どうかよろしく願います。

利用すると損か得か?! 簡易課税制度

消費税の申告で大きなポイントとなる簡易課税制度。使うか使わないかで納税額が変わります。財団法人全国法人会総連合発行の「消費税のあらまし」を参考にご説明いただきました。



山口 悟

法人課税第1部門 審理上席調査官

「平成15年度消費税法改正のポイント」には、まず事業者免税点の引き下げがあります。たとえば、今までは売上げ2500万だったから消費税はかからなかった。今度はいかか。申告するときどうすればいいの。そこでかわってくるのが簡易課税制度です。

消費税改正のもう一つのポイントに簡易課税制度の適用条件の引き下げがあり、基準期間の課税売上高が2億円から5000万円に下がって、今まで申告していた方でも今度は簡易課税制度が使えなくなります。これはこれで問題が出てきますが、今日お話しするのは、事業者免税点が3000万円から1000万円に下がったことによって新しく課税業者になった方が直面する「簡易課税って何?」という話です。

簡易課税制度による仕入税額控除の計算には、みなし仕入れ率を使います。業種によって9割から5割までの率で計算してしまえば、しょうという簡単な方法をとっています。業種の区分は、第1種事業・卸売業、第2種・小売業、第3種・製造業、第4種・飲食店、第5種・サービス業などに分かれています。

原則課税の場合を見てみます。売上げが1万5000円あるとすると消費税は500円ですね。それに対して仕入れなどの経費が8400円かかった。消費税の場

合、注意していただきたいのは、給与など消費税のかからないものを含まないという考えがまず第一です。それでも8400円かかったとすると消費税400円です。差し引き納めるべき税金は100円になりますね。これが原則課税の計算です。

では簡易課税の場合、一つの事業の割合が75%以上の場合について説明します。先ほどの例で、たとえば卸も小売もやっているけれど、卸売が75%以上の売上げがある場合、第1種事業のみなし仕入れ率は90%ですから、450円引きです。そうすると差し引き納付税額は50円で済みます。2種の場合には差し引き100円、3種の場合には150円、4種は200円、5種は250円。こうすると、原則課税の場合と比べて同じなのは第2種のときだけです。つまり、第1種事業なら原則課税では100円の税額が出るけれど、簡易課税を使ったら差し引き50円です。これは得ですよ。ところが、第3種・製造業の場合には、逆に今度は150円納めることになり、原則課税なら100円ですむものが150円になって50円の損になります。ここが簡易課税を使うかわらないかの分かれ目になります。簡易課税を適用したほうがよいかどうかは原価率で考えます。皆さんがすぐに

考えてしまうのは粗利です。しかし、外注や何かで同じく消費税を払っている分はいいんですが、皆さんの給料、役員報酬、従業員さんの給料は、消費税の計算のときに含まれませんから、粗利で計算して、こつちを使つたほうが得じゃないかなと考えると失敗します。実際には得な場合も損の場合も両方出てきます。それは計算してみなければわかりません。

2種類以上の事業を営んでいる場合は、原則的にはその業種の売上げごと、たとえば1種の事業が50%あつたらその売上げは1種の計算、30%は2種の計算、20%は3種の計算というふうに分けて計算することもできます。ひとつの事業が75%以上であっても、そういう細かい計算をしてもかまいませんので、計算の仕方によってはずいぶん変わってきます。

また、設備投資をする場合、設備投資があつたりすると、例えば、簡易課税を選択しますと2年間は必ず使うことになりません。ですから1年後に設備投資で500万、1000万支払うときがありますと、その分の消費税は原則課税でないと控除できません。簡易課税の場合には、何を払ったかは全部無視されてしまいます。簡易課税では、そういうところも考えなければなりません。

第4ブロック研修会報告

独自のテーマは「民法よもやま話し」で活発な研修会となる



加藤孝一 広報副委員長

恒例のブロック研修会が、9月16日午後6時より西荻窪にある「ジェービーシーホール」において、54名の大勢の参加者を得て盛会のうち開催することができました。第一部の研修会は、濱野研修委員の司会で定刻に始まり、山本ブロック長、本部より来賓の松澤副会長の挨拶、そして講師としておいで頂いた税務署職員のご紹介があり研修に入りました。講師の税務署、佐々木副署長、そして山口上席調査官はこの度の人事異動で着任されたばかりで、会員の皆様には初お目見えの場となりました。

最初のテーマ「改正消費税」については佐々木副署長に3つの改正点について簡潔に説明をしていただきました。消費税の課税売上高が3000万円から1000万円を超え、簡易課税制度の適用を受けられる課税売上高が5000万円以内になつたこと、また消費者に対する価格表示の方法が税込み価格表示になつたことなどについて。

2番目のテーマ「電子申告」については、システムで何ができるのか、確定申告や国税の納付、申請・届出が自宅・会社に居ながらにして済ませることができるといった利便性。そして今後の電子政府の取り組みへの対応への可能性などについて、梅津第一部門統括官に話しをしていただきました。実際に処理を進めるためには、電子証明書、カードリーダーの取得など色々準備することがありますが、法学会の皆様にはe-Taxをご理解いただき「電子申告・納税等開始届」の提出をお願いしますとのことでした。

3番目テーマは「民法よもやま話し」と題して、東洋大学教授で弁護士の方野裕司先生に、時間の短いこともあって「借地借家法」を題材に、「よみがえる事情変更の原則」ということにはじめて話しをしていただきました。法律上「約束は守れ」という基本原則があるが、しかし最近「パブル期の土地賃料は、地代減額しない特約があつても地価急落なら減額可」という最高裁の判決があつたとのこと。特約自体は無効ではないが、契約の社会的事情に変化があれば、契約の内容を改定することを請求するのを認める。というかつてもあつた「事情変更の原則」がこのところの社会情勢・経済活動の変化によって再びよみがえってきたとのことである。

パブル期の消費貸借契約なども、事情変更の原則が当てはまるものがあるのではないかと、といった質問なども飛び出してなかなか活発な研修会となりました。各委員会からのお知らせ、お願い等があり、二部の懇談会は、同じく研修委員の本田さんの司会、岡田副ブロック長の挨拶でスタート。弁当を取り寄せ、食事をしながらの懇談となりましたが、各テーブル毎に懇談の輪が広がり、午後8時30分志村副ブロック長の閉会の挨拶でお開きとなりました。

第3ブロック研修会

詐欺や空き巣の被害から、
家族の命と生活を守るには

自動車の修理屋などを装い、「おたくの娘さんが交通事故を起こしました」と電話をかけてきて修理代などを請求するケースが増えています。また、平成14年度には荻窪署管内で624件の空き巣被害がありました。今、もっとも身近な2つの犯罪。「自分だけは被害に遭わないのでは」と思うのではなく、犯罪に対する十分な対策と心構えが大切です。



永光眞二 荻窪警察署長

本日は、詐欺と泥棒についてお話ししたいと思います。

皆さんご存じのオレオレ詐欺ですが、最近は「オレオレ、オレだよ」という電話ではなく、あらかじめ子供さんやお孫さんの名前を調べて電話をかけてくる形をとっています。一つには、警察官を名乗り、「おたくの何々ちゃんに交通事故を起こして警察に捕まっています。保釈金をすぐに払わないと留置所に入ってしまう」などとかかって

くる場合、もう一つは、暴力団が出てきて「組長のペンツにぶつけたから修理代を払え」という、詐欺というより恐喝のケースや、弁護士や自動車の修理屋が出てくるケースもあります。8月2日から10日間で杉並区内に10件の被害があり、被害額がなんと4000万円、1件平均400万です。なんでそんな金額を電話1本で払うのかと

ほとんどの人が思うはずと思いますが、やはり自分の子供や孫のこととなると慌ててしまつたんですね。当署管内で起きているのは、ほとんどが交通事故の電話ですから、交通事故が起きたという電話があったときには、地元の荻窪警察署に電話をしてください。そうすれば被害に遭うことはありません。

次に泥棒ですが、平成14年荻窪署管内の空き巣被害は624件、都内でワースト1でした。最近では外国人窃盗グループなどの極めて危険な泥棒がいますし、荻窪署管内では過去に、コロンビア人グループと思われる被害も発生しています。自分の家を守るためにどうしたらいいか。基本的には自分の家、自分の店などに泥棒が入りにくくする（笑）。

泥棒は金がありそうに入りやすく逃げやすいところを選びます。犯罪者の心理として、暗い場所や人が見えないところへ行く。ですから基本的には明るく、人が見え

るような状態にすることが大切です。一戸建ての家ならブロック塀よりも外から見えるフェンスや生け垣のほうがいいと思います。

泥棒は、全体の3分の1くらいは無締まりの玄関から入っていますが、気をつけなければならぬのがガラス破りです。クレセント錠のところのガラスをパチンコ玉や石、ドライバー、ボールなどで割って、その部分だけポンと穴をあけ錠をあけてしまつたんです。この対策として防犯合わせガラスがあります。車のフロントガラスと同じで、石などで割っても貫通しないので力ギがあげられません。

今、当署管内では、防犯装置設置というシールを張りつけてもらい、補助錠をつけています。これはガチャンと窓を締めると自動的にかかるので、クレセントを外しても開きません。また、「犬注意」のシールや、防犯シートによるガラスの補強、ピッキング対策として力ギの補強、ガラスの破壊センサーや、人が近づくと明かりがつくセンサーライトも非常に有効です。犯罪から家を守るには、二重三重にいろいろな方法でガードすることが効果的と言われています。いくらお金を貯め込んでも、命を奪われてはしょうがありません。自分の命を守り、家族を守るために真剣に考えていただきたいと思っています。

3,000社を目指して!

東京ナンバーワンも 夢ではないなと感じます



井口一与 組織委員長

今年度の会員増強推進会議が9月27日行われ、荻窪税務署より佐々木副署長、梅津統括官、山口上席調査官が出席され、水島会長、佐々木副署長の挨拶の後井口委員長より今年の目標が発表されました。去年は届かなかった3,000社を目指して10、11月の会員増強月間を頑張っ欲しい。また、その結果は組織率で東法連2位が狙えるところまで来ていると挨拶。

563社の削減に感動

皆さんこんにちは。夏の暑い中皆さんのご尽力を賜りまして、本当にすばらしい数字を残していただきました。基本的には563社という分母の削減をしていただきました。私が今回本当に感動したのは、皆さんの力でこの数字ができたんだなということを感じました。各支部長さん、または副支部長さん、プロック長さんのお力のたまものだと思います。これが、数字に示されているのではないかなということを感じます。

今回、削減は皆さんのお力でやりましたが、今度は増強に入るわけですから、この増強も、組織委員会としては3000社を何とか回復したいなということをお願いしたいんです。数字的に言いますと、3000社に回復するには230社を増強していただければ今の数字で3000社になります。これができますと、加入率75・5%になります。西新井と向島が我々の頭の上にいるんです。これに匹敵する数字になるわけです。これはもう名実ともに東京都ナンバーワンになるのではないかなと思います。そういうことと9月から12月の4カ月

間、全法連と東法連の会員増強はもつ始まっているんです。でも荻窪は10月と11月の短期決戦で、密度の濃い活動をしようと思っています。事前に分母の削減をやっていたので、もつほとんど準備万端だと思っています。あと2割やれば、ほとんど目標は達成できるということでもあります。よく数字ばかり追うと数字は逃げていくんですが、やることをきちんとやっていけば今日のような結果が出てくるのではないかなと思います。

地元の活性化が自社の活性化に

この荻窪法人会に入っている会社というのはいま本場にそういう会社が多いと感じます。いま本場にそういう意味では、いい会社と悪い会社の優劣がつく時代ではないかなと思います。地元を活性化することによって、自分の会社も活性化ができるのではないかと僕は思っています。中小企業は8割以上の方が地元で、販売やられていると思うんです。足元をきちんとしてやらないで、僕は大きな仕事はできないかなと思います。日本でナンバーワンにならなければ世界に飛び出すことはできないんです。日本のシェアをまっすきんととらないで世界に飛び立つ企業というのはないと思います。本当に地元というのは非常に大事だなと。そういう意味ではサントラル履きで話ができる会が法人会ではないかなと思います。その仲間をふやすが我々ではないかなと思うんですね。自分一人がやるのが、自分が源としてやるのが結果的にはいい仲間をつくる

し、商売の仲間ができるんだと思います。特に荻窪は職住接近でございまして、住まいと職場が非常に近い。職場と住まいが近いということは永遠の友達になる、生涯の友達になるんです。やはりお互いに助け合っている企業になっていく、いい家庭になっていく、いい仲間ができる。そういう意味では、本当に荻窪法人会が中心になって日本を変えることもできますし、世界を変えることもできるんじゃないかと。

一生懸命やると知恵が出る

こんな生意気なことを言って失礼かもしれませんが、僕が非常に好きな言葉なんです。一生懸命やっている人は知恵も出るし工夫も出る。中途半端にやっている人には愚痴が出るんです。やらない人は言いわけが出るんです。だから仕事もこういう活動も、すべてそこに通じるのではないかなと思います。荻窪法人会の皆さんのご尽力を切にお願いいたします。そういう意味ではぜひ仲間と肩を組んで、素晴らしい荻窪の街、杉並の街、それから東京の街にしていきたいなと思います。先ほどもお願いしましたように、もう一回お願いします。3000社に230社をぜひ目標にお願いします。いま支部長さんがおられますので、ぜひ自分の目標数字を組織委員に提供していただきまして、これが230社になるように協力のほどをお願いいたします。組織委員長としてのお願いを終わらせていただきます。ありがとうございました。

東法連、組織率第3位の元気な荻窪法人会。

なんと言っても元気な組織委員会。その源は何なのか？

東法連、組織率第3位の原動力の4人の正副委員長にお集まりいただき、なぜ会員増強をするのか、なぜ組織率を上げるのかその真意をお聞きしました。

001 みんな委員会が好きになった

中山広報委員長 今日はお忙しいところありがとうございます。組織率が東法連で第3位と大変健闘されていますが、組織委員会がどれだけご苦労されて、そしてどういう夢を持って活動されているのか。組織というと勸奨などで誤解があったりするので、なぜ勸奨が必要なのかと皆さんに訴えるような気持ちでお話いただければと思います。

井口一与委員長 今年8月までは厳しい組織率になっていましたが、皆さんのお力をお借りして分母を減らした結果、69・8%になりました。これから10月、11月と増強をやって、例年ですと150〜160社は入るわけですから、少なくとも72〜73%は楽になる。そうなるよ、いまだかつてない組織率になるんですよ。2位との差が6%、7%。今の状況ですと、1位はねらわなくても2位は楽にねらえる状況でございます。

す。今回、特に感じたことは、今までやっていただけなかったところが、動いていたのだと。そういう意味では、満遍なく、分母の削減をやらせていただいたんですが、本当にすごい数字だと思います。

八重幡清忠副委員長 この組織がここまで頑張る目的というのは何なのだろうかと。やっぱり、個々の会員企業の発展というところに究極の目的があるのだと思います。その法人会を、会のために活性化させて維持していこうというのが、組織委員会の役割だろうと思います。できれば、これから法人会全体の役員の皆さんに夢とか希望、何でも人間って希望があるとステップアップ、ジャンプできるんですよ。ですから組織委員会の役割としては、これから、支部長や支部の役員の皆さんに、目標を何か提供できるようなことを考えていくのが、大きな課題ではないかなと思います。

【組織委員会 座談会出席者(敬称略)】

委員長	井口一与	(株)井口鋳油
副委員長	八重幡清忠	(株)サンメリット
副委員長	榊原 昭	(株)アーバンファミリー
副委員長	山中健宏	(有)テラー山中
広報委員長	中山一昭	(株)ジャパンスポーツ
広報副委員長	鹿野修二	ADLIVE(株)



八重幡清忠



井口一与



榊原 昭副委員長 まず、いろいろな意味で、この組織委員会をみんなが好きになったことが、動機づけの一番だと思えます。それは大きく分けて、「人数」そして「汗」、「報賞」という三つに分けられます。この「人数」は、この組織委員会が、非常に多い人数で活動していること。そして、「汗」ということでは、毎月、委員会が行われている。みんな汗を流しながら参加していただいています。47もいますと、半分来なくても24ですから、それだけでも活気づくことができる。そして、その「人数」と「汗」に対する報いとして「報賞」を各ブロックや各支部に、その汗に応じて出している。ですから活性化してくると、いいふうに戻ってきているから、毎月やる組織委員会に出るのが楽しい。それが各支部に行ってもどんどんいい影響を与えてきて、会員増強にもつながってくるのではないかと思います。

今は目標としては二つあります。一つは、東法連でベスト3に入って、しかも実質、9社ふえたということと、これはトップだった。また来年度も何かの形で、会長が誇れるような法人会にしたいなということ。それと井口委員長が言っているベスト2ですか、今回は。こういうことが明確になれば、余計やりがいも出てくるのではないかと思います。

山中健宏副委員長 とにかく法人会に入って経験が浅いところへもってきて、組織副委員長の席を仰せつかりまして、今、一生懸命やっているところです。うちの支部は、役員が少ない、組織委員もいない、支部長が兼任という立場で、非常に動きにくい状態なんです。組織委員会に入って毎月出席させていただいて、集まるのが楽しくなりました。皆さんとても素晴らしい個性の持ち主で、その一人ひとりの個性に触れることが、大きな要因だと思うんですね。そういうものを、支部の中、それから新しく入ってくださった会員の皆さんに対していかに反映させていくかということが、法人会発展に大きく寄与していくのではないかと思います。るところです。今までは加入率のアップということに全力投球で動いてきたわけですが、それがある程度定着してきた状態なので、より魅力あるものにするにはどうすべきかが我々に残されている課題だと思います。

002 組織率UPは手段

中山 榊原さんがおっしゃられた「好きになつた」という言葉が非常に強く残ってますが。そこが法人会の原点という気がしてきます。ともすれば、組織委員会の場合はどうしても数字という形になって、その数字で逆に誤解される部分があるかと思えます。理解を

されていない方には、何で組織率なんだというお話が出てくると思つんです。八重幡 それはね、組織率を上げるのが目的じゃないんです。これは手段なんです。「ご指摘いただいたとおりで、組織委員会の説明不足が、反省材料としてあるかもしれません。ですから今後は、やはり法人会の目的、そして、組織が何でこんなふうにするのか、目的を明確にする必要があります。」

中山 組織率は目的ではなく、手段だということの先にあるものを、委員長からお話しいただきたいと思えます。

井口 ただ組織率というのは公平に見られることは事実なんです。何でこういうことをやらなきゃいけないか。皆さんも一緒だと思いますが、やはり、地元がいいグループをつくりたい。いい人が集まれば、必ず自分にとつていい会社になる、そういうことがベースになっています。別に組織の率を上げるために報賞金を出しているわけではございませんし、それよりは、たくさん組織委員会としても会を開いてくださいよ、支部会をたくさん開いてくださいよということも、すごく奨励しています。そういう意味では、少しでも明るく元気にやるのが商売につながると、僕は思っているんです。だから、常に行ってもポジティブにやれば、どこに行っても、お客さんというのはそこに買いに来る。品物を買



鹿野修二



中山一昭



山中健宏



榊原 昭

うんじゃなくて、雰囲気を買っていた
だいたと。どっちも買わなかったら
この人から買おうというような雰囲気
になる。そういうことをふだんやって
いることが、全部、商売にプラスにな
る。そういう意味では、人数がふえれ
ば、夢というのはいろんな形で出てく
る。だから組織だけじゃなくて、例え
ばイベントや講演会をやると人数が集
まってくるようになります。

中山 今、委員長がおっしゃられてい
た、地元がいいグループをつくりたい
ということを一言でまとめられました
が、今の組織率に対して、今度は入っ
てよかったと云わなければならぬ。
退会率の軽減は、各委員会がフル稼働
した中でその価値をつくってゆく。入っ
てよかったという法人会づくりとい
うのは、今度は、ほかの委員会の仕事に
なってくると思うんですね。

003 5人より50人のスケールメリット

榊原 先ほどの、なぜ会員数なのかと
いう話ですが、まず、我々から見ると、
スケールメリットですよ。例えば、
研修会をとりまして、5人でやる研
修会と50人でやる研修会、熱気が全く
違います。いろんな情報を聞くのも、
100人で聞く情報と1000人で聞
く情報との違い。要するに、いろんな
意味でスケールメリットを生かしてい
こうと。そのために会員増強していく

んですが。そのために我々がやらなく
ちゃいけないのは、法人会がどんな組
織なのか。例えば、2月と9月にある
税務研修と、それに付随する研修会が
10回以上あること。それから、税制改
正に対する要望。税務署の職員の方と
身近に話をするができること。そ
れから、経営サポートということもで
きます。地域の社会貢献ということ、
目に見える貢献を地域でする。

それから、福利厚生。例えば、会社
ではみんなで旅行に行けないとか、福
利厚生ができないところを、一緒にみ
んなで花火を見に行こうとか、それか
ら異業種交流でも。例えば、遠くまで
交通費を払って買いに行くならば、近
くで割り引かれた物が買える。そして
それがクレームになったときの信用が
あるから、やはり変なものは売れなく
なる。そうして、その地域が活性化し
ていく。そのための一員になりませ
んかということが、ある意味での会員増
強にもつながってくるわけです。2人
でやるよりも3人、5人、10人でやっ
たほうが楽しいじゃないか。先ほどの
お話のように、楽しいじゃないかとい
うところに、どうしても落ちついてき
ます。先月号の広報誌ですが、法人会
をやっている仲間が300社ぐらい集
まっているところで、たまたま話題に
なって、こんなにすばらしい広報誌を
やっているところなんかありません。

あと、名簿を一つとってみま
し、これだけきちつとっている名簿
がある法人会というの、そうないで
す。やはり組織がピシツとしてい
るから、どんどんよくなっていく。各委員
会ももっと問題意識を持っていただい
て、それを組織にも逆にフィードバッ
クしていただければと思います。

中山 今のお話で、その入られた方が
お客様でいう「買った商品がよかった」
と思っただけかどうかというの
が、心配なことだと思っんですね。今
の法人会が、本当に良い商品がどうか
もつとこう、買いたくてしようがない
というふうな気持ちになるような法人
会をつくるにはどうしたらいいかとい
うことについて、ご意見があれば。

八重幡 それは、組織の拡大と同じく、
会社でもどこでも未来永劫の宿題なわ
けで、どこに基準を合わせて、いいか
悪いかとするか、これも微妙なところ
ですけれども。少なくとも、この54年
の歴史のある荻窪法人会は、いいとこ
ろも悪いところも両方混在しているわ
けですから、そのいいところをどう見
せるか、悪いところをどう改正してい
けるか、この辺が、やっぱり、今、問
われているところだと思います。

私は福島から出てきて、本当に自分
で裸一貫で来たわけです。そういう人
間も、今、この荻窪で事業をしているし、
代々この土地で事業を営んでいる、そ

ういう人たちが混在しているわけです。
だから、私みたいに、その土地に来て
全く知らない人の何がよりどころだっ
たかという、やっぱり僕は法人会だ
と思っんですね。声をかけてもらって、
法人会に入って、その中で人間関係が
できて、交流が深くなって、今ではもう、
生涯共白髪までつき合える友達がいつ
ぱいいます。これは、商売にもプラス
になりましたし、私が本当に逆境のと
きに、何も言わずに手を差し伸べてく
れたのもその友達だし、今でもそれは
変わらない友情でつき合っていますか
らね。ですから、どれをもって法人会
のいい商品と見るのかというのは、み
んなそれぞれ違いますよ。一律に、法
人会はこうですよという説明はでき
ないと思っんですね。けれども、実はこ
んなに幅広い活用ができる会はないと
思っんですね。それとも一つは、やっ
ぱり、青年部会から育った人たちが今、
本部の役員になっています。ただ、本
部役員になったら、本当は違う組織の
あり方というのを考えなくちゃいけな
いんですが、実は全部縦割りなんです。
少なくとも、今、組織委員会は、横断
の努力をしています。それを研修にし
ても、広報にしても、社会貢献にしても、
全部横断的な組み方を、トップで少し
宿題をいただいて、あるいは組織がそ
れをつくって提案するといふ、そうい
う時期に来ているのではないかなと。

004 欠席者にも資料を



山中 縦割り、横割りの関係は、とにかく各委員会の交流をもっと深めていくことによって、広がっていくと思うんですよね。それと、未加入法人に対してのいわゆる宣伝活動というのが、やっぱり足りないような気がするんですよ。加入法人に対しては、例えば会報なり、いろんなイベントの案内がありますけれども、未加入に対しては、そういうきめ細かなものは今までないですよ。例えば、各支部単位の研修会や税務研修会、旅行会など、もっと未加入に対してきめ細かく知らせることで、勧奨に大いにつながっていくような気がします。うちのブロックで力を入れているんですけど、やっぱり加入勧奨のときに、法人会が出しているご案内のほかに、例えば、年間通してスケジュールをかいつまんで、こういうこともやっているんですよというところで、例えば花火と日帰りバスツアーに参加するだけでも会費のものはとれますよとか、そういうことまで書き込んで、勧奨活動に使っています。その後の、アフターフォローがあれば、大いにつながっていくのではないかと思います。

中山 各支部では努力をさせていただいていますけど、広報として、やっぱり、未加入法人の方への理解とかを含めて、

荻窪にある法人会という組織は、すごいらしいよという、うわさづくりみたいなものが、やっぱり必要でしょうね。八重幡 山中さんのおっしゃるとおり、会報は会のための会報なんです。そうではなくて、未加入に対するPRというのは、法人会としては全くないんですよ。会のお勧めのパンフレットだけで、僕はそれで、いつも消化不良を起こしていたんですけれどね。ですから、私は「ブロックだより」というのを提案をして始めたんですが、こういう広報活動というのは、片手間でできななんです。もっとコンセプトをきちつとして編集しないと。非会員に対する、ペラでもいいから、三面記事をする、うまく取り入れて、できるだけ井戸端会議的なものがないと、その媒体を見てくれるというか、そういう率は、極めて少ないと思います。

榊原 3年ほど前までは、「ブロックだより」というのを各ブロックがつくりまして。例えば支部長が、自分の支部のことを書いて、どういう人が役員かというのを入れ、それを持って会員増強に行くわけです。2年ぐらい続いたんですが書かない人もいて、だんだん自然消滅をしてみました。先ほどの話にもう1回戻りますと、私自身が、もし法人会に入ってメリットがあるかないかと聞かれたときに答える言葉は、「メリットはありません」と言いま

す。もしメリットを求めるならば、こちらを向いてくれて参加してきたときに初めてメリットがあります。よくやめた人からこういうことを言われます。「入ってただけ、何もメリットなかった」と。そのときに言う言葉は「では、毎年2月と9月に研修会があります、何回参加なさいました?」と言いますと、ゼロです。「では、こういうことがありましたけど、どのくらい参加なさいました?」ゼロです。どんないいものをつくって、どんな素晴らしい組織をつくって、どんなおいしいものをぶら下げても、とうとうしない人間にはメリットはないんです。だから、それをいかにして「おいしい」ということをわかっていただくかということなんです。最初のうちに何回か連れてきて、こういう雰囲気なのか、いいなあ」と。そして、最初に来たときにはみんな歓迎して「あつ、いいな、1人じゃないんだ」というようなものが設けられているならば……。メリットがないんじゃない、こっちは向いてくれなかった、価値観をこっちに見出してくれなかったということでもあります。

中山 ただ問題は、社員が何人かいる会社だったらいいんですが、ご主人と奥さんと2人でやっているととも出られない、という方も随分いらっしゃると思うんですね。要するに、参加しようにも参加できないという現状があり

ますが、その辺はどうですか。

山中 まあ、はつきり言って、それは無理ですよ。メリットを求めようがないんだから。やっぱり、実際それは、加入勧奨をどんなに努力しても、入ったとしてもやっぱりやめてしまうと思っ
うんですよ。その辺がうちの支部の悩みの一番のところなんです。

中山 ブロック研修会で渡される資料が欠席者に出ているかという問題も、一つありますよね。欠席すると、資料をもらえないとか。出席した人は資料をもらって、そしてなおかつ講習も聞いて、プラスになることはあると思っ
うんです。

榊原 いいですね。欠席者に資料をね。八重幡 全部でなくとも、できるものなら限りなく、やったほうがいいですね。支部とかブロックの集まりの結果報告で、ためになるものは、なるだけ送ってあげたほうがいいですね。

井口 参加意識がない人が、それまで見れるか。読んで、それから雰囲気かわるかって、僕はわからないと思っ
んです。

八重幡 しかし、その、会員に送るといふ手段は、門戸を広げてやりましょ
うというスローガンは、組織から出していいと思う。それは、やる支部、やらない支部が出てきていいから。会員のドロップを防ぐためにも、やはり、送り続けていく。これは、目に見えな

い大事なことだと思います。

榊原 彼らがやめない理由は二つだけなんです。一つは会費が安いから。もう一つはつき合いだから。本当にメリットがあつてやめないというものを
つくらなくてはいけないわけですね。

中山 だから各委員会が、何とかメリットをつくらうと。入会して商売になつたという方もいらっしゃるかもしれま
せんけど、本当に一生つき合える仲間ができたとか、こういう方が1人でも
多くなれば、委員長が言われる、地域のいいグループをつくりたいんだとい
うところに向かつていくのかなと。

八重幡 そのためにはやっぱり、顔と顔を合わせないとだめなんですよね。だから、そのドロップする人の防止策、それから入った人のフォローも含めて、
どつちかという役員だけの交流になつてしまつていきますでしょう。そこ
に、じゃ、何を加味するかという、そ
れには、友達ができるとか、あるいはイベントだとか社会貢献だとかという
のは、やはりもっと魅力ある内容で、
全部見なくてもいいから。読まれない
からとか憶測だけじゃなくて、やはり、
媒体を通じて伝えたいことは、たゆま
なくやる必要がある。僕は49の法人会
の会報を全部見ているわけじゃないけ
れども、こんなに心と時間を費やして
いる会報はないと思います。欲を言え
ば、もっと何かおもしろいことをして

くれればいいかなと。

榊原 実は、その何かというのを、組織委員会ではもうやったんです。それは何かというと、どうしても委員会に頼つてしまう場合があります。ところが我々の組織委員会の中の結論
は、委員会ではなくて、ブロックなんです、支部なんです。それで先日、ブ
ロック長をお呼びして、組織として各
ブロックに対するお願いと、それから
ブロックが抱えているものをお聞きし
て、そこでお話をしていただきました。
基本的には委員会ではいろいろやつたとして、最終的には、やはり各ブロッ
ク、各支部でのつながりが一番重要で
す。それともう一つは、先ほど、研修
会の資料が欠席者には行っていないと
いう話がありました。今度の研修会で
欠席した人には支部長として、届け
に行こうと思ひます。各支部長が欠席
者のところに届けに行けば、例えいな
くても、何かお手紙を書いて、次回は
2月ですから、ぜひどうぞ」と。そう
しますと、支部長と会員さんとの間の
交流が、何かができる。既会員のた
ちにも何かしら接点を求めるようにし
て、一歩一歩やつていくのが、いいの
かなと思ひました。

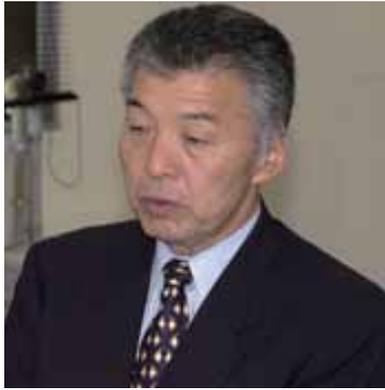
井口 そこが一番大事なことなんです。それは支部長さんの温度差で、組織率
がものすごい差がついてくるんです。支部長さんがかかわれば、やっぱり組織

率が上がったたり、動かなければ組織率は下がります。いかにトップの人間関係が大切か。私自身もそうですが、責任者をやっているのは会社の社長さん
ですから、そこところの反省をして
いただきたいし、常に自分の本業との
ギャップをうめていただければと思ひ
ます。

八重幡 ブロック制にしたもともとの理由は活性化なんです。会の運営はブ

005 会員増強は法人会全体で





ロックからという。それで支部から推薦をして長をつくり、その人の指導のもとで支部を活性化しましょうという。ですから委員会の委員が全部ブロック長の傘下にあるんですよ。今後はブロック長の組織づくり、意識づくり、これが大きな課題だろうと思います。今、委員長も言ったように、自分の生き方、仕事でも何でも、最終結論を出したの自分ですよ、お役を受けたのも、結果的に受けたのならやはり自分の自己責任でね。進んで引き受けたんだという自覚があれば、僕はもっともっと活性化すると思います。

山中 ブロック研修会にもっと一般会員の参加が多くなるといいですね。誘い合って参加出来る雰囲気作りが大事ですよ。そうすればもっと法人会の良さがわかってもらえるし、活気が出てくるでしょうね。

井口 例えばうちのほうは第1ブロックですが、第1ブロックは大体100名以上出てるんですよ、毎回、その研修会に。でも200名だとか300名出るような、そういう研修会をするにはどうしたらいいか。そこに問題意識を持っていないんですよ。

山中 それと、その参加者につながる場所ですが、やっぱり会報を見ていない人が多いんですよ。そのいい例が花火大会のとき、それから日帰り旅行会のときです。去年までは、フアクスで流していたんです。それこそ1時間以内にもう満席になってしまふ。でも会報の中にその案内を入れても、締め切りまでずっと満席にならなかったんです。目にふれないで、会報がごみ箱に捨てられるというのが現実だということを知っていて、びつくりしたんですけどね。

井口 だからそのときに、責任者がどのぐらい集めなきゃいけないんだという、そういう目標を明確にするべきですよ。100人なら100人集めるんだと。そのために何をやるか。それが活性化につながるわけです。どうしても数字を別に追うわけではないんですけど、数字がないと、具体的な目標は明確になってこないですよ。

八重幡 やっぱり継続は力といいますけど、荻窪法人会もこれで70%を継続して行って、ややもすると、来年あた

りから、もういいんじゃないかという安堵することがもし出てきたとすれば、2〜3年後にまた大変ドロップしていくと思うんです。このムードをどう生かしていくか、続けていくかというのは、組織委員会だけだと疲れてしまふ。ですから、ほかの委員会と、もっともっと充実した会員維持、加入率維持、あるいは新入会員獲得の方法とか、荻窪法人会全体で模索する必要があります。

中山 だから、逆に、組織率は上がっていますけど、法人会に入っただけでよかつた、やめないでいこうと思っただけの人が、ブロック研修会の数で、将来の活気みたいなものが読み取れてしまう部分があるのかもしれないですね。

井口 今日は、副委員長から活発な意見が出て本場にすばらしいなと思うのですが、どっちかというところ、組織の思いが先行してしまっているかなという傾向はあるんです。でも、いろんなことで、組織もその維持管理に、策は打っている。例えば、新入会員が来たときに、1人見えたら5000円の援助をした

り、それから、できるだけ非会員のために情報を流すようにダイレクトメールを出してみたり、そんなことを、最近始めました。中に閉じこもった部分があるの、それをもっともっと非会員のほうに出していこうというふうなことを、ぼちぼちやっていたいています。これから荻窪法人会が発展するの



も、やっぱり、会員拡大だけじゃなくて、いかにこの支部活動を中心にして、それがまたブロック活動になり、それから荻窪法人会全体の活動になるような、そんな形ができていけば、僕はいんじゃないかなと思います。

最後にこれはお願いなんですけど、支部でいろんな企画をして、どんどん人を集めていただきたい。それが本当の活性化だと思います。会を何回も何回も重ねていただいて、人間関係をつくっていただく。そうしたら、いろいろな情報があると思うんです。

中山 委員長が、一番最初に言われた、地元がいいグループをつくらうよという、組織率はそのための火種だと。火種を少しでも大きくして、それを燃えさせるようにするのは、皆さんで力を合わせる、法人会全体で力を合わせないと、それは火種で終わってしまうということだと思います。

もっとお話を聞きたいのですが、今回はこの辺で。本日は本当にありがとうございました。



先人が築いてくれた
法人会の精神を
守りつづげたい

ブロック長インタビュー

五十嵐良夫 / 第1ブロック長

聞き手 中山一昭

法人会加入率トップを誇る第1ブロック長の五十嵐氏。ゴルフ好きでも知られますが、「なぜゴルフにこだわるのか。1日を共に過ごすゴルフではお互いに本当の気持ちができる。それはビジネスにもつながり、今まで会社を支えてきたのも半分はゴルフのおかげです」と語っていただきました。

インタビューでは、馬とたわむれた少年時代、向学心に燃えて東京へと旅だった若き日、様々な人との出会いによって開かれていった人生……。わずかな誌面ではご紹介できないほどのお話をうかがいました。

税理士をめざして

第1ブロック長、五十嵐良夫氏は群馬県佐波郡玉村町のご出身です。ご実家は五町歩の田畑を持つ農家。五十嵐少年は馬係。朝起きると馬に運動をさせエサを与えて、そのまま馬に乗って学校へ行ったことも。

「馬は水さえ与えて木にしぼっておけば待ってますから。怒られましてね（笑）。利根川で馬と一緒に泳いだこともありませう。泳ぎといえば、おじいさんが荒っぽい人で、私が泳げないと言ったら、川の真ん中に放り込むんですよ。すると自然と泳げるようになるんです、犬かきで。だから水泳は犬かきから覚えました」
そんなふうのびのびと育った少年時代を経て高崎商業高等学校へ進まれます。当時は中学卒業後7割が就職、高校へ進学するのは3割くらいでした。高校3年になり進学組と就職組の選択の際、就職組に入ろうとしたところ担任の先生に呼ばれて、「おまえはもったいないから進学コースに進め」と言われ、農家の長男でありながら家業は継がずに卒業と同時に進学のため東京へと向かいました。

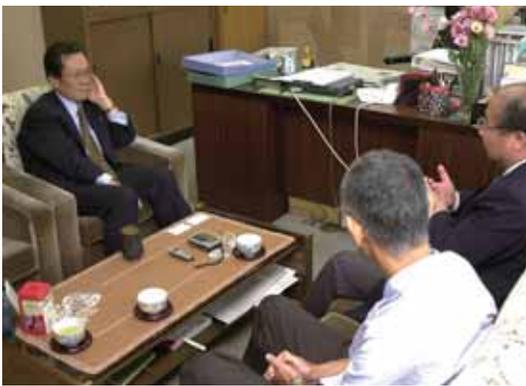
東京では昼間は働きながら夜は大学へ通うという生活でしたが、将来を真剣に考え、税理士をめざします。

「当時、商工会議所の簿記一級をとって会計事務所で5年間働くと資格がもらえるということで、ある会計事務所に入りました。そこで出会ったのが亡くなられた井口会長でした。井口さんとの出会いが、その後の私の人生を変えたといってもいいでしょう」と語られるように、縁あつて紹介された井口運送店（現アイユーシー株式会社）に経理として入社、後に社長となり着実に経営を拡大してきました。

「以前、社員の実力不足が原因で、ある大きな仕事を受けられなかったことがあるんです。それで社員教育の大切さを思い知って、まず私が、いわゆる地獄の訓練と言われる管理者養成学校に通いました。これはいいと思ひましてね。うちの営業所長になるには学歴に関係なく、この養成学校を卒業することが条件なんです。知識があつても行動が伴わない人は企業にはいらない。能書きたれるのは社長一人でいいんです（笑）」

今年65歳の節目を迎えて代表取締役会長に就任、社長職をバトンタッチされました。さらに人材派遣会社も経営されている五十嵐氏。

当初の税理士になるという目標は果たせなかつたけれど、経理を学んだことが企業経営に大きく役立つたそうです。



人との出会いを大切に

人との出会いを大きなチャンスに変え、人生を切り開いてこられた五十嵐氏ですが、「ずうずうしいところがある」とも。それは、高校卒業後、故郷をはなれるときに祖母が言ってくれた「遠慮と貧乏はするな」という言葉に起因します。まだ戦前の幼少の頃、統制令のために米は配給となり、自らが作った米を国に取り上げられて食べられないという厳しい時代を生きた人の知恵と力強さなのでしょう。

第1ブロックは法人会加入率77.6%。この見事な数字の陰には真剣な取り組みがあります。

「法人会には先人たちが作ってくれた精神が生きています。受けた以上はそれを自分の代でいいかげんしたくないという思いで、成果の上がない支部を励まし、皆で手伝ううちに次第に盛り上がってきました。目標を具体的にきめ細かく決めてやればできる。成果が上がらないのはやらないだけ」と五十嵐氏。

また、法人会でも異業種交流をするなかで企業紹介が行われるようになって、これがさらに発展していけば、お互いに利用しあつて地域社会にも貢献できる方向へ進んでいくのではと。

「安い広告料で企業紹介を載せた会報特別号を発行して、ブロック研究会などで活用したらどうでしょう。未加入の方にもインパクトを与えると思いますよ」「ブロック長の役割や仕事の内容などをわかりやすく示したマニュアルを作れば、新しい方でももっと気楽に受けられるのでは」など、広報へのご提案もいただきました。

「なんといつても健康が一番！」と強調する五十嵐ブロック長。朝5時半起床、週に3回以上は約1時間のウォーキングを欠かさないそうです。趣味はゴルフと旅行、そして高校時代から独学で描いている水墨画とのこと。

「水墨画はいいですよ。長い間やっていなくて5年ほど前にNHKの講座で再び始めたんですが、水墨画を作品にするには変体仮名をつかった文字を書く必要がある。それで日本書道協会に入り書道を始めました」その書道もすでに数段の腕前。

「生きた証に何か残したいと思つたんです。お世話になつた人にもらつていだければありがたいですし、お金や土地を残すんじゃなく、本当にいい絵を描けば子々孫々に受け継がれる。そして、死ぬまでに少しでも作品を描き上げて、個展でも開けたらなあというのが私の夢なんです」今後、益々の活躍を期待します。

Tsunemori EBINA



若い方の知恵と勇気をおかりして、
今後も活動を続けていきたい

文 / 蝦名 常盛
第26支部長

荻窪法人会の蝦名と申します。先代の社長から引き継いで早いもので、26年の歳月が過ぎました。昭和27年に青森県から荻窪に出て参りました。月日の立つのも早く50年も荻窪に住んでおります。皆さんにいろいろなことを教えられながら今日までやって参りました。私の会社は、昭和10年から荻窪でセメント・砂・砂利・を販売しております。売り先は東京都庁杉並区、練馬区の都営住宅工事で、昭和30年代は忙しく大型トラックを運転して骨材などを運搬しておりました。相模川、中津川、荒川、利根川など至る所に行き、当時は道路も悪く大変でした。東京オリピックの時が一番忙しい時期でした。今は杉並区の公園の砂場の砂とか、土木関係会社などに骨材などを入れております。

荻窪法人会との付き合いも早いもので26年になります。当時は何もわからず研修会などもあまり出ませんでしたが、皆さんと会合をもつたびに法人会に入会して本当に良かった思っております。

私の住む荻窪1丁目には、荻窪法人会の発祥の地と聞いております。先輩達が残した良い法人会をいつまでも残していきたいと思えます。法人会は私にとりまして本本当に勉強になります。若い方々にさえられながら支部活動をしておりますが、何といても会員増強が一番骨が折れて大変な仕事です。それでも皆さんで力を合わせれば怖い物はありません。若い方の知恵と勇気をおかりして、今後も活動を続けていきたいと思っております。正しい税を知る、これが基本です。これからも頑張ります。

ここで支部の活動について少しお話しいたします。支部活動のほとんどは役員会ですが、昨年度は新会員の研修会（歓迎会）を2回開催することができました。また、「納涼セミナー」と銘打って続けてきた支部活動も、今年から新たに「支部特別セミナー」と名前を変え、10月5日には30名のご参加を頂き、会員情報交換会と音楽鑑賞会を開催いたしました。さらに、11月18日には、「支部特別セミナー第2弾」として、荻窪税務署の山口上席国税調査官をお招きして、参加者全員が質問できる「税務セミナー一問一答」を開催いたします。このように、支部会員の皆さんが気軽に参加でき、楽しく役立つ支部活動、夫々のお仕事や、日々の生活が少しでも活性化されるような支部活動を目指し、今後もより一層努力していこうと思えます。

文 / 田辺 一郎
第27支部長



支部がまとまれば、
法人会全体も楽しくなる

Tanabe ICHIRO

第5ブロック第27支部長をして
おります、やよいグループやよい
運送株式会社田辺一郎でございます
ます。第27支部荻窪駅南口の荻窪
4丁目地域です。昨年より、前支
部長の本郷様の後任を努めさせて
頂いております。前支部長は、会
員増強運動から会員の親睦まで幅
広く活動をされ、その結果、加入
率が大変良い支部です。その後を
引き継ぐのは容易なことではなく、
私自身そんな力もないので最初は
お断りしておりました。しかし、
前支部長から若い力をアピールし、
支部を活気付けたいことの事でした
ので、若さならー？と思いい、支部
長を引き受けた次第でございます。

私自身、青年部会で幹事を仰せ
つかっていましたので、あまり支
部には参加しておりませんでした。
ですから、私が最初に参加したの
は、支部長になった昨年の4月の
支部役員会でした。皆様大変お忙
しい中出席頂き、また、皆様は私
より先輩の方々でしたので、大変
緊張しておりました。しかし、役
員会が終わり親睦会に入りますと、
皆様和気藹々とされ直ぐに溶け込
むことが出来ました。前支部長の
本郷様が創られた27支部は本当に
活気のある楽しい支部でした。

私の支部長としての一番の活動

は会員増強です。またそれと同時
に、支部の輪を作りたいと考えて
おります。支部がまとまれば、法
人会全体も楽しくなるだろうとい
う考え方です。また、会員増強運
動をしていて支部に属した意味を
考えていました。勧誘活動をして
いて、この人たちは何を求めている
のだろうか？そして、何を提供す
べきなのだろうか？と言う事です。
27支部の輪は、荻窪4丁目の輪に
したい事です。

支部の全体活動としてやってき
た事は、普段見学できない特別コー
スの国会見学と親睦会でした。参
加人数は20名程と支部全体から考
えますとまだ20パーセント足らず
ですが、今後参加人数をどんどん
増やし、100パーセントに近づけ
たいと思っております。今後の支
部活動は、会員増強を中心に、27
支部役員の顔写真真入の支部案内状
の作成や、特別見学会などの開催
をして行き、地域の仲間作りをし
て行きたいと思っております。

希望ばかり書いてしまいました
が、毎年来る新規参入リスト（加
入率が下がる）や退会届など頭の
痛いことも沢山あります。それ
も支部役員と共に頑張っていく所
存でございますので、今後とも宜
しくお願い致します。

インターネットの利用法

【Eメールをやってみよう... その3】

前は電子メール(Eメール=E-mail)のメールアドレスの出しにくい記号の出し方を探してみました。アドレスでよく出てくる記号の割には意外と入力に迷うものがあるものです。また、略語についても本来の意味がわからなくても慣れれば使うことに何の不便も感じません。電子メールと言えば、電気信号で紙に書かなくても送れるという感覚がありますが、アドレスや本文はどうしてもキーボードから入力しなければなりません。従って、パソコンの文字入力は必須の項目となり、十分に練習する必要があるとあります。ここをクリアできれば楽しさも広がります。文字入力を覚えるのが面倒で「パソコンはやらない」と言われる方も多いとは思いますがここが踏ん張りどころです。さて、今回はEメールで良く使われる「ファイル添付」についてお話したいと思います。マイクロソフトウインドウズパソコンを基本に進めます。前回同様、景子さんと、広報委員会ホームページ小委員会の上田がご案内いたします。

[添付ファイル挿入の画面]



ファイル添付の仕方

Eメールをやとりするには何が必要かを復習してみましょう。まず何と云ってもパソコンが必要になります。ただ、今ではパソコンでなくても携帯電話や携帯情報端末(PDA)でも可能です。次に通信が可能であること。メールアドレスを持っていること。メール用のソフトがあつて、文字入力できれば大丈夫です。

景子さん「メールもずいぶんと上手になつたみたいだから、今度はほかの物も送ってみない。」

上田「えっ?何送るんですか。」

景子さん「まさか林檎でも送るとか思つてないわね。」

上田「とんでもない!」

景子さん「本当かしら?」

上田「本当ですよ。電子メールで送るんですよ。」

景子さん「何が送れると思う。」

上田「絵とか?」

景子さん「筋がいいじゃない。」

上田「まあ、こんなもんでしょ。」

景子さん「絵のほかにはないの。」

上田「それは...」

景子さん「何がこんなもんでしょ、なんてよく言えるわね。」

上田「すいません。他には?」

景子さん「絵はもちろんそうなんだけど、他にも写真や動画、仕

事の資料なんかも送れるのよ。」

上田「簡単なんですか?」

景子さん「難しくはないけど、送る前に準備しておかなければならないことがあるの。」

上田「きつとそれが面倒臭いんでしょ。」

景子さん「別に面倒臭い訳じゃなくて、パソコンでは必ずしなければならぬことね。」

上田「電源を入れるとか切るとかじゃないですかね。」

景子さん「電源を切る前には必ずしなければならぬことの一つかもしれないけどね。」

上田「何なんですか?」

景子さん「ファイルとしてパソコンに『保存』することなの。」

上田「よく『エクセル』とかで終了する時にファイルを保存しますかと聞いてくるやつ?」

景子さん「まあ、間違いじゃないけど、『名前を付けて保存』の方が当たつてるわね。」

上田「何で必要なんですか。」

景子さん「メール本文以外のものを一緒に送るとき、『ファイル添付』とか、『添付ファイル』とか呼ぶわけ。」

上田「同じことをひっくり返して言つただけじゃないですか。」

景子さん「そう言われてるからしょうがないでしょ。」

上田「はい。すいません。」

景子さん「言い方としては、メー

ルに『ファイル添付』しましたとか、メールの『添付ファイル』を開いてみてくださいと言つ風に使つわけ。」

上田「何でファイル添付と言ふんですか。」

景子さん「やつと本題に戻れるわね。メールには『宛先』『CC』『件名』『本文』とあるだけで、そのままじゃ『ファイル』も『添付』も出てこないけど、あることをすると出てくるのよ。」

上田「なぜなぞですか?」

景子さん「余計なこと言わないで、まじめにやつて。」

上田「大丈夫です。お願いします。」

景子さん「受信トレイの上の方に『メールの作成』があつて、そこをクリックすると『メッセージの作成』と言つウインドウが出てくるわね。」

上田「前回何度もやりました。」

景子さん「メッセージの作成』には『宛先、CC、件名、本文』があつて、上のメニューバーの左から四番目に『挿入(一)』があるでしょ。」

上田「挿入」が添付と関係有るんですか。」

景子さん「試しにクリックしてみなさいよ。」

上田「添付ファイル(A)」と言つのが有ります。」

景子さん「クリックしてみてください。」

上田「マイドキュメントの「添付ファイルの挿入」のウィンドウが出ました。」

景子さん「ファイルの場所」「ファイル名」「ファイルの種類」という項目があるでしょう。」

上田「大きな窓にはマイドキュメントにあるフォルダーやファイルが出てくるんだ。」

景子さん「ファイル名」の横の欄は空白になってるわよね。」

上田「どうやってらファイル名が出てくるんだろ。」

景子さん「そのファイルが入っているフォルダーをクリックするかフォルダーに入れてないファイルを直接クリックすればいいのよ。」

上田「それでは練習」フォルダーの「テスト・txt」ファイルをクリックしてみます。」

景子さん「どう。」

上田「ファイル名」の横の欄に「テスト・txt」と自動的に入ってる。」

景子さん「その「テスト・txt」と入った欄の右に「添付(A)」と言うボタンがあるでしょ。」

上田「それを押せばいいんだ。」

景子さん「ピンゴー」

定した所へ送れるの。」

上田「それでメール本文に別のものをくつつけるから「ファイル添付」と言うんだ。」

景子さん「パソコンでは作った文章や資料を保存する時、「ファイルを保存する」と言うでしょう。」

上田「確かにそうですね。」

景子さん「作ったファイルを「フォルダー」にきちんと整理して、あとで分かりやすいようにフォルダーに名前を付けることも忘れないでね。」

上田「ファイル添付」と言っても意外と簡単じゃないですか。」

景子さん「でしょう。」

上田「今添付したのは拡張子が「txt」だったから、メモ帳なんかで作った文章ですよ。」

景子さん「そのほかにも写真や仕事の資料なんかも送れるわよ。」

上田「するとやっぱり拡張子も違ってくるのかな。」

景子さん「いいところに気が付きました。」

拡張子

拡張子でそのファイルがどのような物かは大体わかります。内容が全て分かると言うことではなく、どんな種類のものか分かると言う事です。拡張子の種類は沢山ありますので、代表的なものを見てみましょう。

景子さん「さっきは文書だから「txt」(テキスト)だったけど、絵や写真は何でしょう。」

上田「どれがどれだか分からないけど「bmp」とか「jpg」や「wav」を見たことがあります。」

景子さん「なかなかいいじゃない。一つづつ何なのか説明すわね。」

「bmp」は、ウィンドウズでの標準画像フォーマットで「bmp」とか「ビットマップ」と呼ばれている物ね。」

「jpg」は、圧縮形式の静止画ファイルで「jpeg」と呼んで、写真なんかによく使われる形式ね。」

「wav」と標記される場合もあります(「wav」は、ウィンドウズでの標準的なフォーマットの音声ファイルで「wave」と読んで、パソコンが立ち上がる時の音に使われているファイルもこれなのよ。」

上田「画像と考えると「bmp」も「jpg」も合ってたんだ。」

景子さん「そうね。ほかにも「gif」(ジフ)や「tif」(ティフ)なんかも画像の形式ね。」

上田「ほかに身近な物つてありますか。」

景子さん「表計算のExcel(エクセル)は「xls」(エックスエルエス)、文書のWord(ワード)なら「doc」(ドキュメント、ドック)とかね。」

上田「それよく使います。」

景子さん「最近良く出てくる「pdf」(ピーディーエフ)は、Acrobat Readerで読めるPDFドキュメントファイルで、Acrobat(アクロバット)で作成した物よ。」

上田「ホームページを見ていてカタログが欲しい時にクリックすると、PDFファイルでダウンロードして下さいと出てくるやつですね。」

景子さん「最近本当に多くなったわね。Acrobat Readerは無料だし、PDFファイルはウィンドウズでもマックでも読めるから、これからどんどん多くなっていくと思っわ。」

上田「絵や写真の拡張子はこのどれになるんですか。」

景子さん「そうね、あなたじゃ難しい表現をしても分からないかもしれないわね。」

上田「え！もう出てきているんですか。」

景子さん「bmp」は画像フォーマット、「jpg」は静止画ファイルと言ったでしょう。画像にしても静止画にしても絵のことや写真のものを含んでいるのよ。」

上田「なんだ。最初からそう言うてくれればいいのに。」

景子さん「普通はこれで分かるんだけどな。」

上田「えっと、絵と写真は、どうやって添付すればいいんですか。」

上田「お察しのとおりで。」

たっけ。」

景子さん「下手なしゃれを言ってもダメよ。」

上田「やっぱりパソコンに取り込んでおかないとだめですよ。」

景子さん「そうだけど、どうやって取り込むか分かるかな。」

上田「誰かにやってもらうのがいちばん簡単なんですけどね。」

景子さん「またそんなこと言うてるの。」

上田「なんか難しそうなもので、景子さん「仕方がないから少し教えてあげるわ。絵や写真のように印刷されたような物はスキャナーで取り込む方法があるの。言ってみればファックスをするような感じね。写真でも最近デジタルカメラが多いから、デジタルカメラから直接パソコンに取り込めるから、そんなに難しく考えなくてもいいのよ。」

上田「難しく考えていると言うよりは、分からないと言う方が当たりかな。」

景子さん「困ったわね。」

上田「とにかく初歩から教えてください。」

景子さん「それじゃあデジタルカメラから始めますか。」

「税を知る週間」から 「税を考える週間」へ

今年から「税を知る週間」は「税を考える週間」になりました。会員の皆様より一足先に「税について(税の取り方・使われ方)」考えてきました。

荻窪法人会の税制委員は、会員の皆様の代表として、平成16年9月22日(水)東京国際フォーラムで開催された「平成17年度税制改正要望大会」に、高嶋委員長・山崎・田中・小林委員が参加させて頂きました。今回は、当大会の概要を皆様にご報告致します。

税制委員 / 小林誉光

まず初めに、第1部として記念講演として、次の2つが行われました。

大阪大学大学院教授の本間正明教授

「日本経済と税制改革の課題」

国税庁長官(大武氏)

「消費税に関連して」

「(1)の講演の概要」

日本は2001年4-6月期において、はじめてマイナス成長をはじめた。そして、中国を筆頭としたアジアの台頭の驚異にさらされることになる。

小泉政権発足時、「財政執行による巨額の公共投資(対GDP約8%先進諸外国では1-2%)」で景気対策を行うが財政赤字の累増と景気回復しないまま終わる。その失敗の原因は、1960年代の「都市型公共投資」でなく「地方型公共投資」であった。60年代の「都市型公共投資」は、新幹線や東名高速道路などの社会インフラの整備は、都市と地方とを結び日本の大動脈の整備であったため、経済効率化を生み、「人・物・金」が移動する波及的経済効果があった。(「経済学」を学んだ会員の皆さんならわかりますよね、そう簡単に言えば「投資が投資を呼ぶ」というあの「乗数理論」の実践です。)しかし、2001年は、「地方型の公共投資」は、地方の一部の「小さな経済波及効果」しか生まなかった。これは、「過大な公共投資」が巨額の累積赤字の増大のみを招いた。(地方の過疎の村や町に似つかわしくない

立派な建物が一杯できたあの公共事業のことです。)

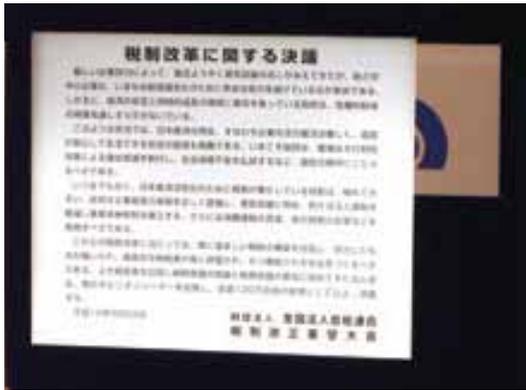
2003年の景気回復の原因は、「政府からではなく民間の復活による景気回復」だった。政府は頼りにならないと感じた民間企業は、バブル前に抱えた「過大な資本」と「過大な雇用」の効率化を行う(「雇用と賃金のリストラ」)。これにより企業の抱える「三つの借金(資本・雇用・賃金)」が多少前向きになった。

雇用調整が一段落するとみるや、日本企業は「設備投資」をはじめた。(設備投資対GDP比率現在18%バブル期25%)日本企業は、全体では減価償却費とほぼ同額の設備投資は行っていたことになると分析した。

今後の景気動向は企業投資に影響するが、本間氏の見方は「強気」だった。その理由として次の2つを挙げた。

1 アメリカ、中国などの強い海外収支の分析

アメリカについて、現在4%成長を遂げているが、「双子の赤字」は日本より多い。今後、「円高ドル安」の見方もあるが、グリーンズパンの発言などから読みとると今後も「円安ドル高」が続くのではないかと思われる。しかし、円の動向は常に見守る必要がある。中国について、本間氏の北京でのヒヤリングでは、「オリンピックの影響で急上昇」している。中国と日本との関係については、「注意深い楽観主義」で付きあうべきである。



2 金融機関の順調な不良債権処理と地価の上昇

また、日本国内の主たる都市銀行（UFJを除く）の不良債権は、4%代まで整理できてきた。そして、日本の地価もまた緩やかな上昇をはじめたことを指摘。

最後に今後の少子高齢化時代の財政について、「官から民へ」をキーワードに説明。

「法人が返済で株式投資に資金が回らない」ため「株価」は「個人資産の預貯金残高1兆400億円の行方が鍵である」ことを説明され、現在0%金利（金融政策）により預貯金から国債ばかりへシフトしている現状を苦慮し、「国債から株式への投資のシフト」の重要性を説明、税制もそうあるべきであるとした。他の「官から民へ」として2007年からの「郵便貯金の民営化」をあげた。

現在、国民経済の1/4が郵便貯金であり、いままで「郵便貯金」は「第3の予算（財政投融资）」として公的分野の投資による景気対策が行われてきたが限界が出てきた。そこで「郵便貯金の民営化」による適正な投資の実現を挙げた。そして「年金財源と税制改革について」の全般的に意見を述べられて、各支部の税制委員のそれぞれが「税金の使われ方」と「少子高齢化時代の税制」について考えるような講演であった。

「(2)の講演の概要」

消費税の改正について、「消費税の免税売上高が3000万円から1000万円（イギリス並み）」になる。これは「益税問題」の解消に繋がることを指摘し、またこの改正により消費税課税対象事業者が現在の約50万社に新に140万社が追加され、200万社近くなる。

そこで、「法人会」と「税務行政」が連携して「ひとこえ運動」を実施して頂きたいとの要請があった。（法人会の会員が、得意先や近所に対して消費税改正を「おたくは準備は大丈夫など」と言ってPRしてほしい）また「税を知る週間」から「税を考える週間」になったことに触れ、「税とは国家である。したがって、会員の方々に「税を考える週間」の趣旨を理解して頂き、税を通して国家のあり方について考えて頂きたいとの要請があった。

第2部として、「税制改正要望大会」が開催された。

第1部の後、休憩後には、下記の「大会スローガン」を書いた垂れ幕が掲げられ、第2部がスタート。

「開会の辞（角間副委員長）」、「会長の挨拶（安西会長）」に続き、「決議及び要望事項主旨説明（長野税制委員長）」が行われ、その後、全国の各支部の税制委員から挙げられた税制改正要望をまとめた「要望事項（*）」の朗

読と採択」の後、閉会の辞（佐藤（信副会長）」で大会が終了した。

大会スローガン

- 「議員・公務員定数の大胆な削減と給与・歳費の抑制を！」
- 「中小企業の重要性を認識し元気が出る税制の確立を！」
- 「所得税の抜本的な見直しを行い広く薄く国民全体で負担を！」
- 「地域の活性化や雇用確保に資するため事業承継税制の確立を！」
- 「消費税率を引き上げる前に財政改革の徹底と歳出の見直しを！」
- 「行財政改革を徹底し、地方も行政の合理化・効率化を！」
- 「社会保障制度の将来像を明確にし将来不安の解消を！」

「税を考える」という意味では、「税制委員各々が税について考えさせられる、実りある大会」であったことを、会員の皆様に「ご報告いたします。

なお、紙面の都合上、「個別的・具体的要望事項」については、残念ながらすべて記載することが出来ませんでした。詳細をごらんになりたい方は、「荻窪法人会の事務局」に詳細なパンフレットがございしますので、「こちらをご覧ください。」

年末調整等説明会のお知らせ

平成 16 年分給与所得の年末調整等説明会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

記			
月 日	説明時間	対象地域等	説明会場
11 日 18 日(木)	13:30 ~ 15:30	今川、上井草、上荻、清水 善福寺、西荻北、南荻窪、桃井	勤労福祉会館 桃井 4-3-2 (荻窪駅北口より 1 番又は、西荻窪駅より 3 番の バスで桃井 4 丁目下車)
11 日 19 日(金)	13:30 ~ 15:30	天沼、井草、荻窪 下井草、西荻南、本天沼	
11 日 22 日(月)	10:00 ~ 12:00	久我山、宮前、松庵	久我山会館 久我山 3-23-20 (井の頭線久我山駅より徒歩 3 分)

年末調整に必要な諸用紙は、開始時刻の 30 分前からお渡しいたします。

また、各地域の指定日以外で出席される方は 11 月 18・19 日開催の勤労福祉会館での説明にご出席ください。

なお、説明会に出席されない方及び給与人員 100 名以上の徴収義務者の方は、お手数ですが説明会開催日以外の日に税務署で諸用紙をお受取りください。

〔お問い合わせ先〕

年末調整の仕方及び源泉所得税について

荻窪税務署法人課税第 2 部門(3392)1111 内線 522、523

法定調書及び合計表について

荻窪税務署個人課税第 1 部門(資料情報)(3392)1111 内線 315

給与支払報告書及び特別徴収について

杉並区役所課税課特別徴収係(3312)2111 内線 1204 ~ 1209

前号までの税務コーナーは、法人会ホームページで見ることができます。

「改正消費税について」 法人会ホームページの「重要!!改正消費税」をクリック

ホームページアドレス <http://www.ogikubohoujinkai.jp/>

アドレス入力が苦手な方は、「荻窪法人会」で検索してもご覧になれます。



「税を知る週間」から
「税を考える週間」へ
小林誉光 税制委員

「平成17年度税制改正
要望大会」参加のご報告

税制委員は、会員の皆様の代表として、平成16年9月22日（水）東京国際フォーラムで開催された「平成17年度税制改正要望大会」に参加させて頂きました。今回は、当大会の概要を皆様に「ご報告致します」。

今年から「税を知る週間」は、「税を考える週間」（11/11～11/17）になりました。会員の皆様より一足先に「税について（税の取り方・使われ方）」を考えてきました。第1部として記念講演（詳細は26～27ページ）、第2部として税制改正要望大会（詳細については「リンク先アドレス 全法連HP（下記参照） TAX 「改正要望の解説）」が開催されました。

[<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/index.asp>]



会場となった東京国際フォーラム



税制委員会の皆さん



講演をされる本間正明氏



第2回
異業種交流会の開催
大野木潤 厚生事業副委員長

法人会のメリットは、
幅広い業種の集まり

9月15日、「第2回異業種交流会の開催」を荻窪タウンセブン8階で開催しました。これは6月21日、第1回の異業種交流会を開催し、大変好評だった事で引き続き開催したものです。

法人会のメリットの1つに「法人会の集会は、その目的上多業種に亘り、それぞれ異なる幅広い業種の団体である」と云う事で、これをメインに今年から厚生事業委員会より「この異なる業種の会社が、それぞれに取り扱っている商品の発表と、会社の自己紹介をして頂ける交流会」を提案し、新しいイベントの開催を企画しました。参加者を募集した所、予定し



司会の及川厚生事業委員長

た60数社の申込が早々にあり、当日は1社1分間程度で会社の紹介を、取り扱っている商品を、それぞれ上手に発表されました。また、自社で販売している商品のカタログを予め配布され、そのサンプルを提示して、判りやすく説明されました。そうして好調に予定の時間を終了して懇親会に移りました。

ここでも商売の上手なテクニックを、参加された会社代表の方々がそれぞれ話され、個々に楽しく聞くことが出来て、出席の会社毎お互いに親交の機会になったと思います。

これは第1回、第2回共に共通でした。こうして、この交流会は今後も継続開催の予定です。皆様にもこの交流会に参加され、業種が違っても共通の営業利益確保という理念のため、参考になる事をお勧め致します。第3回の異業種交流会は、11月19日（金）に開催されます。



異業種交流会に参加の会員の皆さん





第4ブロックの皆さん

台風も去った快晴の9月12日、第4ブロックの一行18名を乗せたバスは、朝7時に杉並公会堂前を出發した。

草津温泉一泊研修旅行

中田一弘 第4ブロック23支部会計

BLOCK
ブロックだより

車中では、加藤孝一氏より温泉について講義を受けた。温泉は日本に2万箇所ほどもあるらしい。

お昼前には今宵の宿となる「ホテルニュー紅葉」に到着。湯畑周辺を散策して写真を撮ったりした後、奈良屋で昼食。午後は温泉につかったり、湯もみ体験をしたり、1800円もする特大あゆの塩焼きに挑戦したり、白根山まで足をのびしたりと各自思い思いの草津を満喫した。

お待ち兼ねの夕食のあとは、カラオケ大会で多めに盛り上がり、部屋に戻って二次会となった。翌朝10時に宿を出て、2時過ぎには無事荻窪に到着した。

参加者の皆様、楽しい二日間、ありがとうございました。

第15回懇親ゴルフ大会

加藤孝一 第4ブロック広報委員

秋晴れの最高のコンディション、富士山の出迎えをうけて

前夜半まで続いていた雨がうそのように晴れた10月6日、恒例の第4ブロックの第15回懇親ゴルフ大会が開催されました。午前6時チャーターしたバスで西荻窪を出発、富士レイクサイドカントリークラブに向かう。雨上がりですっきりとした富士山の出迎えをうけ予定通りゴルフ



第4ブロックの皆さん

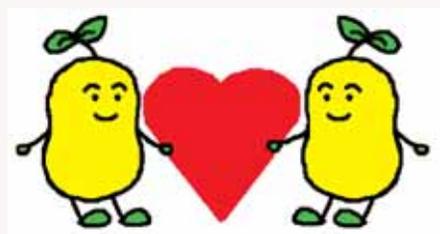
表彰式では第15回大会ということで、クラブから特別賞が提供され、15位の高松さん(有)たかまつ)が獲得しました。いつものことながら、帰りの車中ではパーティーの続きが繰り広げられたのはいうまでもありません。

結果は第1回大会から参加で、前回三位の榎原さん(株)アーバンファミリー)がネット74・8、グロス94で念願の初優勝。二位は前回に引き続き入賞常連の田中さん(有)ウェーブ)がネット75・4、グロス91でベスグロと共に獲得。そして三位には、二位の田中さんと同スコアの松下千代子さん(有)松下商事)がネット75・4、グロス97で入賞しました。

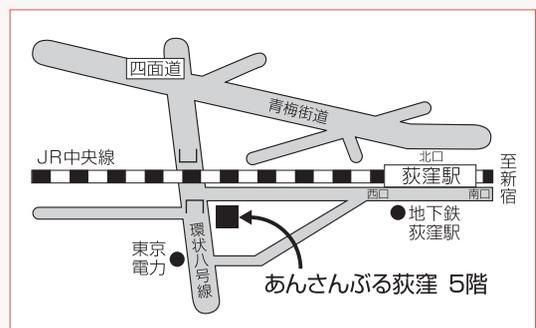
【社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会】 地域のみなさんと共に.....

みなさんが暮らしている住み慣れた地域で、いつまでも健康で明るく、そして元気に住み続けられることができたら、素晴らしいことですよね。そんな、あたり前ではあるけれど、大切な夢をかなえるために、日夜みなさんと共に考え行動することを目的としている組織、それが社会福祉協議会です。略称を「社協」といいます。社協は、地域のみなさんと同じ視点から、きめ細かい地域福祉の活動を目指しています。

社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会
〒167-0051 杉並区荻窪 5-15-13 あんさんぶる荻窪 5階
代表電話: 5347-1010 FAX: 5347-2061



社協のキャラクター「うえるくん」



杉並都税事務所からのお知らせ

11月 は個人事業者第2期分の納期です。

お近くの金融機関、郵便局または都税事務所(都税支所)・支庁で、11月30日(火)までにお納めください。

〔個人事業者の皆様へ! おすすめします、安心・便利な口座振替!〕

口座振替は、納期限に預(貯)金口座から自動的に納付できる便利な制度です。

ご利用の金融機関・郵便局の窓口へ預貯金通帳、金融機関届出印、納税通知書をお持ちいただき手続きをしてください。納税通知書に同封してあります口座振替依頼書のハガキによる申込もできます。

自動車税の納付に付いてのお願い

自動車税の納付はお済みですか?

東京主税局では、「車検時納付はNO!」を合言葉に納付内納付のお願いをしています。

車検時納付は延滞金の負担をすることにもなります。自動車税をまだ納付されていない方は、早急に納付をお願いします。

自動車税はお近くのコンビニで納付できます。

取り扱い店(五十音順) サークルK / サンクス / セブン・イレブン / ファミリーマート / ミニストップ / ローソン

【都税についてのお問合せ先】

主税局 相談広報係 / Tel.03-5388-2924 杉並都税事務所 / Tel.03-3393-1171(内)530 Fax.03-3392-8016

東京主税局ホームページ URL <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

三宅島帰島支援のための義援金募集 / 三宅島島民の帰島に向け都民の皆さんの力強いご支援を!

【義援金振込先】

受付機関名		義援金振込口座	
		口座名	口座番号
郵便振込	東京都	東京都島しょ災害義援金口座	00150-1-100220
	日本赤十字社東京都支部	日本赤十字社東京都支部	00130-5-7883
	東京都共同募金会	東京都共同募金会	00120-9-100250
銀行振込	東京都	みずほ銀行・東京都庁出張所	
		東京都島しょ災害義援金口座	(普)2334133
	(財)東京善意銀行	みずほ銀行・飯田橋駅前支店	
		(財)東京善意銀行	(普)549248

(財)東京善意銀行に関するお問い合わせは、Tel.03-3235-1161

(注)なお、郵便局及びみずほ銀行本支店における「窓口取扱い」には、振込手数料はかかりません。

お問い合わせ先 / 福祉保健局国民健康保険課 Tel.03-5320-4164

「厚田記念ライブラリー」閲覧・貸し出しスタート

お手持の経営・経済書などご寄贈ください

4月に開設をお知らせしました厚田記念ライブラリー。会員の皆様に蔵書提供のご願をして参りましたが、約165冊の図書のご寄贈がありました。ご寄贈頂きました皆様には厚く御礼申し上げます。

閲覧、貸し出しもスタートしましたので、荻窪法人会本部へお越しの節はお立ちよりください。

ライブラリーとしてはまだまだ不足していますので、引き続き会員の皆様からのご寄贈をお待ちしております。厚田先生の著書以外でも会員の皆様に参考になると思われる経営書、その他専門書がございましたら是非ご協力ください。

尚、閲覧、貸し出し、ご寄贈についてのお問い合わせ、申し込みについては荻窪法人会事務局まで、著書、蔵書につきましては、ホームページ上で確認することができます。



昭和3年東京生まれ。海軍兵学校(76期)を経て神戸大学経営学部を卒業。野村証券調査部から40年野村総合研究所へ出向。証券業界で調査方法に初めてコンピュータを導入。東京都杉並区南荻窪に在し、平成15年8月8日逝去。

広報委員会